

## 学生個人情報データベースで管理する学生個人情報の保護に関する規程

〔平成16年4月30日  
制 定〕

### (目的)

第1条 この規程は、ネットワークに係る情報セキュリティに関する基本方針第2条第1項に定める対策基準として、学生個人情報データベースを利用するにあたり、学生個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「学生個人情報」とは、現在及び過去の学生並びに入学予定者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この規程において「学生個人情報データベース」(以下「データベース」という。)とは、学生個人情報を含む情報の集合物であり、特定の学生個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

3 この規程において「学生個人データ」とは、学生個人情報のうちデータベースに管理された情報及びデータベースから引き出された情報をいう。

### (利用目的の特定)

第3条 学生個人情報は、本学の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用するものとする。

### (適正な取得)

第4条 学生個人情報を取得するときは、適正な手段により取得しなければならない。

2 思想、信条及び宗教に関する学生個人情報は、いかなる理由があろうともこれを取得してはならない。

### (取得に際しての利用目的の通知等)

第5条 第3条に定める利用目的はあらかじめ公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に記載された当該本人の学生個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

### (データ内容の正確性の確保)

第6条 学生個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(安全管理措置)

第7条 学生個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他の学生個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 従業者に学生個人データを取り扱わせるに当たっては、当該学生個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 学生個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された学生個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第8条 学生個人データは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) その他学長が特に必要であると認めたとき。

(開示)

第9条 本人から当該本人が識別される学生個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく当該個人データを開示しなければならない。ただし、開示しないことが相当であるときは、学生個人データの全部又は一部について開示しないことができる。

- 2 前項の規定に基づき、学生個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく理由を付してその旨を通知しなければならない。

(訂正等)

第10条 本人から、当該本人が識別される学生個人データの内容が事実でないという理由によって、当該学生個人データの訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められたときには、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該学生個人データの訂正等を行わなければならない。

- 2 前項の規定に基づき求められた学生個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく理由を付してその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(違反者に対する処置)

第11条 この規程に違反した者に対しては、データベースの利用制限又は禁止の措置を取ることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月30日から施行する。